

## 議事内容

(1) 議事録署名者は、審議会運営規程第6条の規定に基づき、会長の指名により、1号委員の大塚俊幸委員、2号委員の原田祐治委員に決定した。

## (2) 付議事項

### 第1号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

【松田農政課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【磯部会長】 意見がないようなので、原案に異議のない方の挙手を求める。  
(全員挙手)

【磯部会長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

## (3) 諮問事項

### 諮問第1号 特定生産緑地の指定等について

【松田農政課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【磯部会長】 特定生産緑地制度について改めて解説してほしい。

【松田農政課長】 市では、当初、平成4年12月4日に生産緑地地区の指定を行っており、令和4年12月4日に当初の指定から30年経過することになる。それ以降は生産緑地を継続するか、特定生産緑地に指定するか所有者が選択する必要がある。特定生産緑地に指定すれば、引き続き税制優遇措置を受けられることになる。昨年度の当審議会において、特定生産緑地の指定を行ったが、今年度については、当時相続が終わっていなかった方や新たに指定したい方について御審議いただく形になった。特定生産緑地に指定すると引き続き耕作する義務が生じるため、今後耕作を続けたい方は特定生産緑地に指定し、他の宅地や駐車場などの用途で利用したい方は生産緑地のまま残し、令和4年12月4日以降に買取り申出される予定である。

【磯部会長】 そもそも市街化区域内の農地を残すべきかどうかの大議論があり、営農をしたい方は、30年間耕作を続ける約束で生産緑地に指定し、耕作ができなくなった場合はやめられるルールでこれまでやってき

た。実際に30年の期限が切れるタイミングで、10年間延長できる特定生産緑地という新たな制度ができたということである。

【大塚委員】 確認だが、春日井市では、平成4年に生産緑地を指定して以降、追加で指定した地区があるか。追加で指定した地区があるのであれば、またその30年後に意向調査を行うのか。

【松田農政課長】 平成5年12月に一部指定しており、意向調査は平成4年指定のものと同時に行っている。また、平成19年に熊野桜佐地区が市街化編入された際に、生産緑地に指定している。この地区については、30年経過までまだ先があるため、意向調査は行っていない。

【大塚委員】 今回の付議事項の1号議案に一部指定というのがあったが、それはまた30年後に意向確認をするということか。

【松田農政課長】 この生産緑地については、もともと平成4年12月から仮換地前の従前地の時点で生産緑地として指定してあったため、令和4年12月で30年経過するものになる。

【大塚委員】 主たる従事者の事故、故障というところで、これは自分がもう耕作できなくなっても、受託して代わりに農作業を生産緑地として続けてもらっているのか。また、代わりの人ができなくなって担い手がなくなった場合、どういった理由で解除することになるか。

【松田農政課長】 耕作者が出来なくなった場合、新たに別の方に権利を設定することは可能だが、春日井市では事例はない。もし、その代わりの耕作者が故障した場合は、主たる従事者の故障により買取り申出を行うという形になると考えられる。

【磯部会長】 つまり耕作者が変わる場合は、正式な権利の移行が必要ということになる。

【大塚委員】 今回、特定生産緑地の指定を希望する方と希望しない方はどれくらいの割合になるか。

【松田農政課長】 特定生産緑地に指定した面積は17万9,556㎡であり、特定生産緑地に移行しない面積が7万3,536㎡である。面積ベースだと、特定生産緑地に移行しないのは、29.1%である。

【磯部会長】 これは、資料の1-4ページの全体の面積から、2-3ページの移行

する面積を差し引いた値になるか。

【松田農政課長】 その値から、さらに平成19年に追加指定した熊野桜佐地区の1万9,544㎡を差し引いた面積になる。

【磯部会長】 特定生産緑地に移行することは、耕作者の確認が取れているか。

【松田農政課長】 全員確認している。

【横江委員】 特定生産緑地に10年ごとになる場合に、税制や税率は変わってくるのか。

【松田農政課長】 生産緑地から特定生産緑地に移行すると、引き続き市街化調整区域並みの低い税率になるが、特定生産緑地に移行しない場合は、激変緩和措置として、5年間で宅地並みの課税に戻っていく。

【横江委員】 10年ごとにした理由は何か。

【松田農政課長】 今回の特定生産緑地制度ができてから、農地が宅地化すべきものから、あるべきものという風が変わったため、残していくためにも10年ごとにしたのではないかと思われるが、国の方針であるため明確には返答しかねる。

【長谷川委員】 平成27年に都市農業振興基本法が制定されたことで、今までの方向に対して、都市の中でも農地を保存するという方向が変わったため、基本的には、当時の生産緑地法から若干規制が弱くなっている。そのため、実際に地権者本人が耕作するだけではなく、別の方が耕作依頼を受けても、この法律は適用できるということと、固定資産税の減額については、10年ごとで見直しをされていることなどから、都市農地を維持しやすくなったというものである。

【磯部会長】 まさに時代の背景によってこの制度が出てきたという案件である。他に意見がないようなので、原案に異議のない方の挙手を求める。

(全員挙手)

【磯部会長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

---

---

午後2時40分閉会